

第 1 号

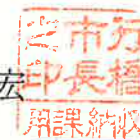
なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。

令和 8 年 7 月 30 日

行橋市長

工藤 政宏

(担当:収納課)

[illegible]

(注) 地方税法第20条の第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。